

令和3年2月18日

生徒の皆さん・保護者の皆様

福島県立安積高等学校長 小島 稔

#### 学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

生徒の皆さん・保護者の皆様におかれましては、日頃より、新型コロナウイルス感染症予防対策について、ご理解ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

標題の件につきまして、2月12日付け県教育委員会通知より2月14日（日）で緊急対策期間を終了し、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応をレベル2”から“レベル1”へ移行することになりました。

つきましては、適切な感染症対策を行った上で下記のとおり対応しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 令和3年2月15日（月）～同月21日（日）（移行期間）

<移行期間における対応について>

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」（部活動において実施する場合を含む。）について、適切な感染症対策を行った上で、徐々に実施する。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止する。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- (3) 宿泊を伴わない練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施可能とする。

#### 2 令和3年2月22日（月）からの対応について

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」（部活動において実施する場合を含む。）について、適切な感染症対策を行った上で実施可能とする。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とする。
- (3) 宿泊を伴う練習試合や合同練習会等も実施可能とする。

#### 3 既に実施している対応の継続について

- (1) 感染リスクの高い学習活動（「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」、部活動において実施する場合を含む）については、適切な感染症対策を行った上で実施可能とする。
- (2) 緊急事態宣言対象地域（今後追加される地域も含む。以下同じ。）への不要不急の往来は自粛するようにする。
- (3) 大学入試や就職試験、各種全国大会等やむを得ない事情により緊急事態宣言対象地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底して行う。
- (4) 部活動における感染症対策について
  - ① 感染リスクの高い活動は、適切な感染症対策を行った上で実施可能とする。
  - ② 活動前後に生徒同士で食事をすることは控えるようにする。

(5) 学校内における感染症対策について

① 健康観察の徹底

ア 登校前の検温等や登校後における健康観察について

これまでどおり、登校時、生徒の検温結果及び健康状態を「体温・体調チェックシート」の記入により把握します。

イ 登校について

- ・学校に登校する際は、毎朝自宅で検温し健康状態を確認する。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合には、登校しない。その場合、自宅で休養することを徹底する。
- ・登校日に体調が悪く学校を欠席する際は、必ず保護者を通じて健康状況を連絡してください。

※引き続き、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。

**移行期間中**は、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校しないようにしてください。この場合も必ず保護者を通じて連絡してください。(特に風邪症状が見られるのは、生徒本人か同居家族の方かのどちらであるかを明確にして連絡してください。) なお、同居家族の方の場合においても出席停止の措置を取ります。

② 昼食時の対応

飛沫を飛ばさないよう、対面にしない、大声での会話を控える等を徹底する。

③ 換気・清掃等の徹底

冬季においても換気を行い、日々の清掃活動を徹底する。

④ 差別・偏見・中傷の防止

感染者や濃厚接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発を図る。

(6) 学校外における感染症対策について

① 生徒同士の会食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛するようになしてください。

② 不要不急の外出や外泊などを自粛するようになしてください。

※今後、新型コロナウイルスに関する国内や県内の状況が変化した場合、上記対応等を変更することがあります。その際には、ホームルームにおける生徒への連絡の他、保護者の皆様には39メールや本校ホームページなどでも連絡いたします。

(お問い合わせ 教頭 電話 024-922-4310)